

計 算 書 類

第80期 自 平成28年 4 月 1 日
至 平成29年 3 月 31 日

太 陽 石 油 株 式 会 社

貸 借 対 照 表

平成29年3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 ・ 純 資 産 の 部	
勘 定 科 目	金 額 (百万円)	勘 定 科 目	金 額 (百万円)
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
1. 流 動 資 産	149,611	1. 流 動 負 債	154,084
現 金 ・ 預 金	21,303	買 掛 金	47,879
受 取 手 形	2	短 期 借 入 金	40,052
売 掛 金	58,310	未 払 揮 発 油 税 等	25,160
有 価 証 券	2,367	未 払 金	14,297
製 品	16,716	未 払 費 用	3,202
半 製 品 ・ 仕 掛 品	2,921	未 払 法 人 税 等	4,964
原 油	23,039	前 受 金	7,942
未 着 製 品	1,937	預 り 金	7,620
未 着 原 油	16,340	賞 与 引 当 金	1,520
貯 蔵 品	2,650	そ の 他 流 動 負 債	1,445
未 収 入 金	2,150		
繰 延 税 金 資 産	1,320	2. 固 定 負 債	38,507
そ の 他 流 動 資 産	553	社 債	12,000
貸 倒 引 当 金	△ 1	長 期 借 入 金	17,946
2. 固 定 資 産	98,970	役 員 退 職 引 当 金	546
(1) 有 形 固 定 資 産	65,286	退 職 給 付 引 当 金	74
建 築 物	3,262	特 別 修 繕 引 当 金	2,461
油 槽	6,958	定 期 修 繕 引 当 金	3,209
機 械 及 び 装 置	3,188	資 産 除 去 債 務	2,212
船 舶 及 び 車 両 運 搬 具	37,035	そ の 他 固 定 負 債	57
工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	164		
土 地	610	負 債 合 計	192,592
建 設 仮 勘 定	13,116		
(2) 無 形 固 定 資 産	949	(純 資 産 の 部)	
借 地 権	548	1. 株 主 資 本	55,625
商 標 権	188	(1) 資 本 金	5,600
ソ フ ト ウ ェ ア	21	(2) 資 本 剰 余 金	5,205
施 設 利 用 権	316	資 本 準 備 金	5,205
(3) 投 資 そ の 他 の 資 産	20	(3) 利 益 剰 余 金	44,820
投 資 有 価 証 券	33,136	利 益 準 備 金	100
関 係 会 社 株 式	11,441	そ の 他 利 益 剰 余 金	44,720
出 資 金	18,950	別 途 積 立 金	4,850
長 期 貸 付 金	154	繰 越 利 益 剰 余 金	39,870
差 入 保 証 金	36	2. 評 価 ・ 換 算 差 額 等	364
長 期 前 払 費 用	1,433	(1) そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	577
繰 延 税 金 資 産	702	(2) 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 213
前 払 年 金 費 用	193		
そ の 他 投 資 金	217	純 資 産 合 計	55,989
貸 倒 引 当 金	6		
	△ 0		
資 産 合 計	248,582	負 債 及 び 純 資 産 合 計	248,582

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

損 益 計 算 書

自 平成28年 4月 1日
至 平成29年 3月 31日

項 目	金 額	金 額
	(百万円)	(百万円)
売 上 高		533,590
売 上 原 価		497,227
売 上 総 利 益		36,362
販売費及び一般管理費		13,844
営 業 利 益		22,517
営 業 外 収 益		
受取利息及び受取配当金	521	
そ の 他 営 業 外 収 益	516	1,038
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,039	
為 替 差 損	179	
先 物 取 引 損 失	198	
そ の 他 営 業 外 費 用	698	2,117
経 常 利 益		21,438
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	15	
移 転 補 償 金	126	141
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	225	
固 定 資 産 除 却 損 ・ 撤 去 費	232	
減 損 損 失	458	916
税 引 前 当 期 純 利 益		20,664
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	5,183	
法 人 税 等 調 整 額	1,889	7,072
当 期 純 利 益		13,591

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

自 平成28年4月1日
至 平成29年3月31日

単位：百万円

	株主資本						評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金			株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	繰延 ヘッジ 損益	
		資本 準備金	利益 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	5,600	5,205	100	4,850	27,241	42,996	83	△ 422	42,658
会計期間中の変動額									
剰余金の配当					△ 962	△ 962			△ 962
当期純利益					13,591	13,591			13,591
株主資本以外の項目の 会計期間中の変動額(純額)							494	208	702
会計期間中の変動額合計	-	-	-	-	12,629	12,629	494	208	13,331
当期末残高	5,600	5,205	100	4,850	39,870	55,625	577	△ 213	55,989

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 子会社株式及び関連会社株式

----- 移動平均法による原価法

満期保有目的の債券

----- 償却原価法(定額法)

その他有価証券
時価のあるもの

----- 決算期末日の市場価格等に基づく時価法
評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出

時価のないもの

----- 移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準 及び評価方法

----- 時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法 製品、半製品、仕掛品、原油、貯蔵品

----- 主として月別総平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)

未着製品、未着原油

----- 個別法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

----- 定額法

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

----- 定額法

(3) リース資産

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は各期の発生額を発生翌期から従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(5年)による定額法により費用処理しております。

(4) 役員退職引当金

役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

- (5) 特別修繕引当金
将来支出する修繕費用に備えるため、消防法により定期開放検査が義務付けられた油槽に係る点検修理費用の見積額に基づき計上しております。
- (6) 定期修繕引当金
将来支出する機械装置等の修繕費用に備えるため、定期点検修理費用の見積り額に基づき期間に応じて計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。
但し、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理としております。
- (2) 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産

担保に供している資産

建 物	1,671 百万円
構 築 物	5,280 百万円
油 槽	2,983 百万円
機械及び装置	34,949 百万円
船舶及び車両運搬具並びに工具・器具及び備品	398 百万円
土 地	4,229 百万円
	<hr/>
	49,512 百万円

上記に対する債務

短期借入金	620 百万円
長期借入金	20,667 百万円
社債	8,000 百万円
	<hr/>
	29,287 百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 168,102 百万円
3. 国庫補助金により有形固定資産の取得価額から直接減額した圧縮記帳累計額
- | | |
|--------|-----------|
| 建物 | 96 百万円 |
| 構築物 | 44 百万円 |
| 油槽 | 96 百万円 |
| 機械及び装置 | 1,660 百万円 |
4. 保証債務 16,280 百万円
(内、関係会社に対する債務保証 15,163 百万円)
5. 関係会社に対する金銭債権・債務
- | | |
|--------|------------|
| 短期金銭債権 | 6,578 百万円 |
| 短期金銭債務 | 21,052 百万円 |

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引高

売上高	45,226 百万円
売上原価	1,216 百万円
販売費及び一般管理費	2,132 百万円
	<hr/>
計	48,575 百万円

営業取引以外の取引高 496 百万円

2. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	場所	種類	金額
SS	高丘SS (静岡県浜松市) 他13箇所	土地及び建物等	445 百万円
遊休資産	砥掘SS (兵庫県姫路市)	土地	13 百万円

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、SSについては1SS毎、SS以外については原則として1物件毎を基本単位としてグルーピングしております。

予想以上の地価の下落や事業環境の悪化、及び撤退方針の決定などにより、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

用途ごとの減損損失の内訳

SS		445 百万円
〔内、	土地	232 百万円
	建物	90 百万円
	その他	122 百万円

SS資産グループの回収可能価額については、主として使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを4.0%で割り引いて算出しております。

遊休資産グループの回収可能額については、主として正味売却価額により測定しております。なお、土地についての正味売却価額は、主として路線価による相続税評価額または固定資産税評価額に基づく評価額によっております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類および総数

	当期首株式数	当期増加数	当期減少数	当期末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	8,000,000	—	—	8,000,000	
第一種優先株式	10	—	—	10	
第1回第二種優先株式	35	—	—	35	
第2回第二種優先株式	40	—	—	40	
第3回第二種優先株式	19	—	—	19	
合計	8,000,104	—	—	8,000,104	

2. 配当に関する事項

(1) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当金(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	640	80	平成28年3月31日	平成28年6月24日
	第一種優先株式		40	4,000,000	平成28年3月31日	平成28年6月24日
	第1回第二種優先株式		105	3,000,000	平成28年3月31日	平成28年6月24日
	第2回第二種優先株式		120	3,000,000	平成28年3月31日	平成28年6月24日
	第3回第二種優先株式		57	3,000,000	平成28年3月31日	平成28年6月24日

(2) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当金(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	900	112.5	平成29年3月31日	平成29年6月23日
	第一種 優先株式		40	4,000,000	平成29年3月31日	平成29年6月23日
	第1回第二種 優先株式		105	3,000,000	平成29年3月31日	平成29年6月23日
	第2回第二種 優先株式		120	3,000,000	平成29年3月31日	平成29年6月23日
	第3回第二種 優先株式		57	3,000,000	平成29年3月31日	平成29年6月23日

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

定期修繕引当金	977 百万円
特別修繕引当金	751 百万円
資産除去債務	727 百万円
棚卸資産評価損	518 百万円
賞与引当金	466 百万円
減損損失	390 百万円
減価償却超過額	224 百万円
未払事業税	188 百万円
役員退職引当金	166 百万円
退職給付引当金	22 百万円
貸倒引当金	6 百万円
繰延ヘッジ損益	70 百万円
その他	195 百万円
繰延税金資産小計	4,705 百万円
評価性引当額	△2,655 百万円
繰延税金資産合計	2,049 百万円

繰延税金負債

資産除去費用	198 百万円
その他有価証券評価差額金	255 百万円
その他	82 百万円
繰延税金負債合計	535 百万円
繰延税金資産の純額	1,513 百万円

(注) 当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	1,320 百万円
固定資産－繰延税金資産	193 百万円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については、一時的な余資を安全性の高い金融資産で運用し、資金調達については主に銀行借入や社債発行により調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、債券及び上場株式については決算時に時価の把握を行っております。

借入金の用途は運転資金(主として短期)および設備投資資金(長期)であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは社内規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
(1) 現金及び預金	21,303	21,303	—
(2) 売掛金	58,310	58,310	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	12,636	12,636	—
(4) 買掛金	(47,879)	(47,879)	—
(5) 未払揮発油税等	(25,160)	(25,160)	—
(6) 未払金	(14,297)	(14,297)	—
(7) 短期借入金 (*2)	(27,451)	(27,451)	—
(8) 長期借入金 (*2)	(30,547)	(30,624)	△ 77
(9) 社債	(12,000)	(12,168)	△ 168
(10) デリバティブ取引 (*3)	(230)	(230)	—

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) 貸借対照表上、短期借入金に含めて表示しております1年以内返済長期借入金(12,601百万円)は、長期借入金に含めております。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 買掛金、(5) 未払揮発油税等、(6) 未払金、並びに(7) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金

1年以内返済予定の長期借入金及び長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、当該長期借入金の元利金の合計額(*)を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(*)金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金(下記(10)参照)については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額。

(9) 社債

社債の時価につきましては、元利金の合計額を同様の新規調達を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(10) デリバティブ取引

これらの時価につきましては、取引先金融機関から提示された価格によっております。但し、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。また、為替予約等の振当処理によるもの（予定取引に係るものは除く）は、ヘッジ対象とされている売掛金及び買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金及び買掛金の時価に含めて記載しております。

（注2） 非上場株式(貸借対照表計上額 1,172百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難とみとめられるため、「(3)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

関係会社株式(貸借対照表計上額 18,950百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難とみとめられるため、記載しておりません。

(資産除去債務に関する注記)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社の事業用資産の一部は、土地所有者との事業用定期借地権契約や土地賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

事業用資産の使用見込み期間を8年から40年と見積り、割引率は、当該使用見込み期間に見合う国債流通利回り(0.20%~2.30%)を使用して資産除去債務を算出しております。

3. 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	2,413 百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	24 百万円
資産除去債務の履行による減少額	△ 95 百万円
時の経過による調整額	43 百万円
期末残高	<u>2,386 百万円</u>

(企業結合等に関する注記)

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業内容

被取得企業の名称 南西石油株式会社

事業の内容 石油製品等タンクターミナル事業

(2) 企業結合を行った主な理由

沖縄県内に於ける石油製品の安定供給の一翼を担うべく、ターミナル事業に取り組むとともに、将来的には当社石油事業とのシナジー効果の創出を図るため

(3) 企業結合日

平成28年12月28日(株式取得日)

平成28年12月31日(みなし取得日)

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したため

(関連当事者との取引に関する注記)

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有割合(%))	関連当事者との関係	取引の内容	取引高	科目	金額
子会社	太陽石油販売株式会社	100.0%	当社石油製品の販売	石油製品の販売(注1)	44,143	売掛金	4,373
	太陽インターナショナルプライベートリミテッド	100.0%	原料調達、石油製品販売の仲介、資金借入等銀行取引の債務保証	— 債務保証(注2)	— 15,163	買掛金 売掛金 —	16,008 2,144 —

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 市場価格を勘案して毎期価格交渉の上、取引条件を決定しております。
2. 当社は、太陽インターナショナルプライベートリミテッドが行う銀行取引に対して債務保証を行っております。なお、保証料は受領しておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 5,658円49銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 1,658円67銭 |

独立監査人の監査報告書

平成29年5月31日

太陽石油株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神山宗武

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 須山誠一郎

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、太陽石油株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上